

農業委員・農地利用最適化推進委員を改選

☎ 農業委員会事務局 ☎ 63-7665

農業委員会では、農地転用許可などの許認可業務や、農地利用の最適化推進業務「担い手への農地の集積・集約化」「耕作放棄地の発生防止・解消」「新規参入の促進」などを、各委員とともに進めていきます。



種別	単位	協定基準額(円)
一般作業(稲刈含む)	1日	8,000
畦畔草刈	1時間	1,300~1,500
稲刈	10a	21,000
粉運搬	10a	4,000
乾 燥	60kg	1,500
粉 播	60kg	700
色彩選別機	玄米30kg	500

農作業賃金の協定基準 (令和2年/10a以上のほ場)

1枚10a(1反)以上のほ場整備された整形のほ場が目安。実施は話し合いで決定してください。

農業委員

- 寺嶋 信二 (朝日町)
- 山崎 祥生 (下三谷/会長)
- 福嶋 留行 (鶴山)
- 堀川 秀昭 (新田)
- 高瀬 順子 (美旗中村)
- 山村 英良 (矢川)
- 森岡 正巳 (安部田)
- 福嶋 一広 (赤目町一ノ井)
- 中野 敬三 (箕曲中村)
- 上嶋 章司 (滝之原)
- 飯井 喜己 (神屋/職務代理者)
- 高波 秀彦 (美旗中村)
- 米山 美和子 (黒田)
- 重森 舞 (赤目町檀)

農地利用最適化推進委員

- 名張 三根 成文 (南町)
- 蔵持 橋本 直久 (蔵持町原出)
- 薦原 杉田 良信 (西田原)
- 美旗 岩崎 義孝 (上小波田)
- 雪岡 清隆 (東田原)
- 錦生 保田 耕作 (黒田)
- 赤目 瀧矢 健二 (赤目町檀)
- 瀧野 矢助 (赤目町柏原)
- 箕曲 富永 敏弘 (瀬古口)
- 比奈知 増田 周一 (上比奈知)
- 稲森 達也 (下比奈知)
- 国津 木下 幹雄 (長瀬)

※各委員の任期は、令和2年7月20日から3年間

9月から、マイナンバーカードの申請サポート窓口を開設します

9月1日から、市役所1階ロビーに、マイナンバーカードの交付申請をサポートする特設窓口を開設します(令和3年3月末までを予定)。本人が、申請時に特設窓口で、手続きを行っていただくと、自宅でマイナンバーカードを受け取ることができます(持ち物は右記参照)。

ただし、すでにマイナンバーカードを申請されている人や交付通知書(はがき)をお持ちの人は、必ず電話予約(☎63-7160)のうえ、総合窓口センターでカードをお受け取りください。※窓口開設当初は、混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

- 申請サポート時に必要な持ち物
- ① 通知カード
 - ② 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カード下部分)
 - ③ 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
 - ④ 本人確認書類(顔写真付きのものであれば1点、それ以外は2点以上必要)

※①・②を紛失した場合は問合せ先へご相談ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。問合せ先へ ☎ 総合窓口センター ☎ 63-7440

ご存知ですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

● **児童扶養手当** ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ります。
対象 次に該当する児童(18歳に達した後、最初の3月31日まで。ただし、心身に中程度以上の障害のある児童は20歳未満)を養育している人 ▼父母が婚姻を解消した ▼父または母が、死亡・政令で定める重度の障害にある・生死が明らかでない・裁判所からのDVによる保護命令を受けた・1年以上拘禁されている ▼父または母から引き続き1年以上遺棄されている ▼母の婚姻によらないで生まれた ▼父母とも不明

● **特別児童扶養手当** 障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図ります。
対象 身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人

継続受給には、年に1度、所得などの確認のため、8月に届け出が必要です。所得要件や、申請方法、支給月など、詳しくは、市HPか問合せ先へ

☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

みえ森と緑の県民税を活用しています

☎ 農林資源室 ☎ 63-7625

市では「みえ森と緑の県民税」の交付金を様々な事業に有効活用しています。

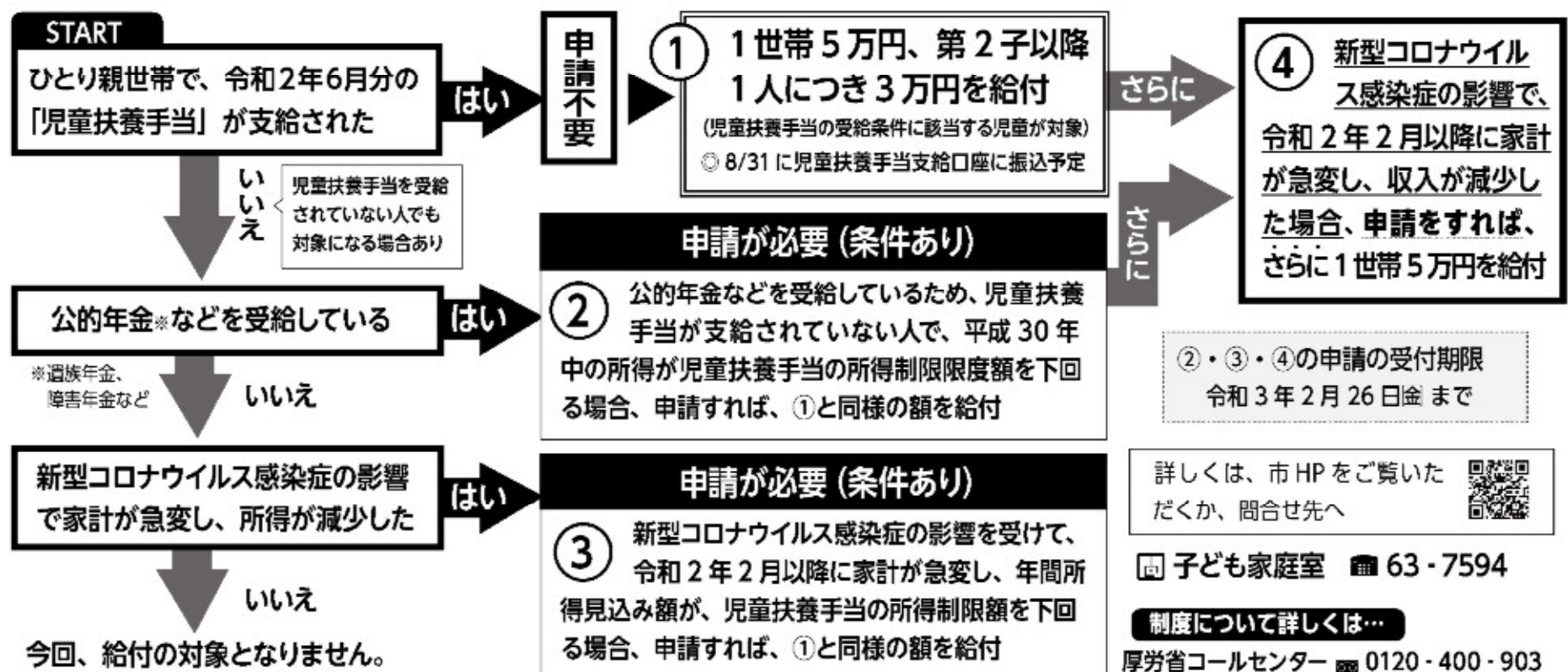


人家裏の危険な木の伐採 子どもたちが森林に親しむ環境整備 中央公園 桜並木の施肥

ひとり親世帯 臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するために、対象世帯に給付金を支給します。申請が必要となる世帯もありますので、下記をご確認ください。

※この給付金の対象となる児童は平成14年4月2日以降に生まれた児童です。ただし、心身に中程度以上の障害のある児童は、申請時に20歳未満であれば対象となります。



10万円の特別定額給付金の申請はお済みですか？ [8月25日(木)まで] 給付金を受け取るには、8月25日(木)までに申請書の提出が必要です(当日消特別定額給付金事務局 ☎ 63-6053)へお問い合わせください。